

医療情報取得加算

当院は、健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認(オンライン資格確認)を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて、患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関(医療情報取得加算の算定医療機関)です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

- 初診時 1点
- 再診時(3月に1回に限り算定) 1点

※マイナ保険証の利用の有無にかかわらず

取得情報には、受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他必要な情報が含まれ、その情報を活用して診療を行うこととなります。

正確な情報を取得・活用するために、初めて受診される方や再診の方で毎月最初の受診の際には、マイナ保険証によるオンライン資格確認をご利用いただきますよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。

